



三重県公報

令和3年2月12日 (金)

第 182 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
規 則			
22	三重県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	(地球温暖化対策課)	3
23	三重県地すべり防止区域管理規則の一部を改正する規則	(防災砂防課)	10
24	三重県土採取規制条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	10
25	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(同)	17
26	三重県砂防指定地等管理条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	29
人 事 委 規 则			
三重県人事委員会規則7-28（住居手当に関する規則）の一部を改正する規則		(人 事 委 員 会)	44
三重県人事委員会規則7-78（令和二年改正給与条例附則第二項から第四項までの規定による住居手当に関する規則）		(同)	44
人 事 委 ・ 教 育 委 規 则			
1	公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会・教育委員会)	47
2	令和二年改正給与条例附則第二項から第四項までの規定による住居手当に関する規則	(同)	48
企 業 庁 管 理 規 程			
4	三重県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程	(企 業 庁)	50
告 示			
87	地方自治法施行令第158条第1項の規定による観覧料の収納事務の委託	(文 化 振 興 課)	62
88	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録が効力を失った旨	(農 産 物 安 全 ・ 流 通 課)	62
89	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	62
90	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	63
91	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	64
92	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下 水 道 事 業 課)	64
内 水 面 告 示			
1	三重県内水面漁場管理委員会の意見の聴取に関する規程の一部を改正する告示	(内水面漁場管理委員会)	65
訓 令			
1	三重県職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令	(ものづくり産業振興課)	68
公 告			
国土調査に係る成果の認証		(水資源・地域プロジェクト課)	68
同伴		(同)	68

国土調査に係る成果の認証

(水資源・地域プロ 69
ジェクト課)

同件

(同) 69

同件

(同) 69

正 誤

令和2年12月22日付け三重県公報第169号

(税 収 確 保 課) 70

**規
則**

二重県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を以下に公布します。

令和3年1月12日

二重県知事 鈴木英敬

三重県規則第二十二号

二重県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

二重県環境影響評価条例施行規則(平成十一年二重県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍添で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前															
				(方法書の閲覧)															
第八条 条例第六条第一項の規定により方法書及び要約書を一般の閲覧に供する場所は、次のことおりとする。				第八条 条例第六条第一項の規定により方法書及び要約書を一般の閲覧に供する場所は、次のことおりとする。															
一 一・二 (略)				一 一・二 (略)															
二 二 二重県情報公開・個人情報総合窓口				二 二 二重県情報公開総合窓口															
四 四 (略)				四 四 (略)															
五 五 4 (略)				五 五 4 (略)															
別表第一 (第三条関係)				別表第一 (第三条関係)															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">内容 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">八 工場又は事業場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">規模 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類	事業の要件	八 工場又は事業場	内容 (略)	八 工場又は事業場	規模 (略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse:									
事業の種類	事業の要件																		
八 工場又は事業場	内容 (略)																		
八 工場又は事業場	規模 (略)																		

(6)	公園事業の変更の事業	イ 更を行う区域の面積 （以下「公園事業」という。）	土地の形状の変更を行なう区域の面積 （都市計画法第十九条第十三項に規定する工業専用地域に定められた地域の合計が二十ヘクタール以上あるもの）	（略）	（4） レクリエーション施設等の変更の事業 （以下「公園事業」という。）	イ 施工区域の面積 （都市計画法第九条第十三項に規定する工業専用地域に定められた地域の合計が二十ヘクタール以上増加するもの）	（略）
(5)	自然公園法第二条第六号の公園事業又は三重県条例第二号の公園事業	イ 更を行う区域の面積 （都市計画法第十九条第十三項に規定する工業専用地域に定められた地域の合計が二十ヘクタール以上あるもの）	土地の形状の変更を行なう区域の面積 （都市計画法第十九条第十三項に規定する工業専用地域に定められた地域の合計が二十ヘクタール以上あるもの）	（略）	（4） レクリエーション施設等の変更の事業 （以下「公園事業」という。）	イ 施工区域の面積 （都市計画法第九条第十一項に規定する工業専用地域に定められた地域の合計が二十ヘクタール以上あるもの）	（略）
(6)	公園事業の変更の事業	イ 更を行う区域の面積 （都市計画法第十九条第十三項に規定する工業専用地域に定められた地域の合計が二十ヘクタール以上増加するもの）	土地の形状の変更を行なう区域の面積 （都市計画法第十九条第十二項に規定する工業専用地域に定められた地域の合計が二十ヘクタール以上あるもの）	（略）	（5） 自然公園法第二条第六号の公園事業又は三重県条例第二号の公園事業	イ 更を行う区域の面積 （都市計画法第十九条第十二項に規定する工業専用地域に定められた地域の合計が二十ヘクタール以上あるもの）	（略）

別 備 考	表第二一(第三十六条、第四十二条関係)	
	対象事業の区分	事業の諸元
一 (略) 十五	一 (略)	手続を経ることを要しない修正の要件 (略)
十七 (略) 十八	二 (略)	手続を経ることを要しない修正の要件 (略)
別 備 考	表第二一(第三十六条、第四十二条関係)	手続を経ることを要しない修正の要件 (略)
一 (略) 十五	一 (略)	手續を経ることを要しない修正の要件 (略)
十七 (略) 十八	二 (略)	手續を経ることを要しない修正の要件 (略)

別表第三 (第二十八条関係)	対象事業の種類	行為	用地域に定められた地域の面積を除く。) の十八セント未満であり、かつ十ヘクタール未満であること。	
一二十・二十(略)	(略)	(略)	(略)	
二十一別表第一第一号(略)	(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(10)	(略)	土地改良法第八十七条第一項若しくは第八十七条の二第一項の規定による土地改良事業計画の決定又は同法第八十八条第一項若しくは第七項の規定による土地改良事業計画の変更	
二十二別表第一第七号(略)	(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(10)	(略)	下水道法第二十五条の十一第一項 (同条第七項において準用する場合を含む。) の規定による協議の申出又は同条第五項の規定による届出	
二十三別表第一第八号(略)	(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(10)	(略)	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第三十二条第一項 (同法第一百五条において準用する場合を含む。) 、第六十八条第一項 (同法第八十四条第一項において準用する場合を含む。) 又は第一百一条第一項の規定による届出	
二十四別表第一第十号(略)	(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(10)	(略)	熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第三条の規定による登録の申請	
二十五別表第一第十一号(略)	(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(10)	(略)	土地改良法第八十七条第一項若しくは第八十七条の二第一項の規定による土地改	

別表第一	十七	土地改良法第八十七条の二第一項の規定による土地改	(略)	用地域に定められた地域の面積を除く。)の十八セント未満であり、かつ、十ヘクタール未満であること。
別表第十	八	土地改良法第八十七条第一項若しくは第八十七条の二第一項の規定による土地改良事業計画の決定又は同法第八十七条の三第一項若しくは第七項の規定による土地改良事業計画の変更	(略)	(略)
別表第八号	九	ガス事業法(昭和一十九年法律第五十一号)第三十六条の二第一項の規定による届出又は同法第三十七条の二の規定による許可の申請	(略)	(略)
別表第七号	八	水道法第二十五条の二第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による協議の申出又は同条第五項の規定による届出	(略)	(略)
別表第三	七	ガス事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条の許可の申請	(略)	行為
				対象事業の種類

一 二 十 ・ 一 十 (略)	業 に 該 当 す (略)	十九 第一 第十 別表	施行区域の位置 新たに施行区域となる部 ト未満であり、かつ、十 へクタール未満であるこ と。 を除く。) の十ペー セン
一 二 十 ・ 一 十 (略)	業 に 該 当 す (略)	十九 第一 第十 別表	施行区域の位置 新たに施行区域となる部 ト未満であり、かつ、十 へクタール未満であるこ と。 を除く。) の十ペー セン
一 二 十 ・ 一 十 (略)	業 に 該 当 す (略)	十九 第一 第十 別表	施行区域の位置 新たに施行区域となる部 ト未満であり、かつ、十 へクタール未満であるこ と。 を除く。) の十ペー セン
一 二 十 ・ 一 十 (略)	業 に 該 当 す (略)	十九 第一 第十 別表	施行区域の位置 新たに施行区域となる部 ト未満であり、かつ、十 へクタール未満であるこ と。 を除く。) の十ペー セン

第一号様式から第一十四号様式までの規定中「四」を削る。

第二十五号様式中「四各 四」を「四各 四」に改める。

第二十六号様式中「四」を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際に改正前の三重県環境影響評価条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている届出書その他の書類は、改正後の三重県環境影響評価条例施行規則の規定に基づいて提出された届出書その他の書類とみなす。
- この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県地すべり防止区域管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年一月十二日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

三重県規則第二十三号

三重県地すべり防止区域管理規則の一部を改正する規則

三重県地すべり防止区域管理規則（平成十二年三重県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第三号様式から第六号様式までの規定中「三重県知事 森」を「三重県知事 犀田」に改め、「四」を削る。

附 則

- この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際に改正前の三重県地すべり防止区域管理規則に基づいて提出されている申請書等は、改正後の三重県地すべり防止区域管理規則に基づいて提出された申請書等とみなす。

三重県土採取規制条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年一月十二日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

三重県規則第二十四号

三重県土採取規制条例施行規則の一部を改正する規則

三重県土採取規制条例施行規則(平成十三年三重県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍縁で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(承継の届出書)	(承継の届出書)
第十一条 (略)	第十一条 (略)
2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。 一 土採取事業を承継した者であつて承継の原因が相続である場合 戸籍謄本	2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。 一 土採取事業を承継した者であつて承継の原因が相続である場合 戸籍謄本 二 土採取事業を承継した相続人であつて他に相続人が存しない場合 戸籍謄本 三 土採取事業を承継した相続人であつて他の相続人の全員の同意により承継した場合 第九号様式による書類及び相続人全員の戸籍謄本 四 土採取事業を承継した者であつて承継の原因が合併である場合 合併後の法人及び消滅した法人の登記事項証明書並びに第九号様式による事業譲渡証明書 五 土採取事業を承継した者であつて承継の原因が分割である場合 分割前の法人の承継に係る議事録、分割後の法人の登記事項証明書及び第九号様式による事業譲渡証明書 (標識の様式等)
第十二条 条例第十八条に規定する標識には、次の事項を記載し、その様式は第十号様式のとおりとする。 一 一〇六 (略)	第十二条 条例第十八条に規定する標識には、次の事項を記載し、その様式は第十一号様式のとおりとする。 一 一〇六 (略)
2 (略) (身分を示す証明書)	2 (身分を示す証明書)
第十三条 条例第二十条第一項に規定する証明書の様式は、第十一号様式のとおりとする。	第十三条 条例第二十条第一項に規定する証明書の様式は、第十一号様式のとおりとする。
附 則 この規則は、平成十三年九月一十六日から施行する。	附 則 この規則は、平成十三年九月一十六日から施行する。 条例附則第三項の規定による届出は、土採取計画届出書(第十二号様式)を知事に提出して行わなければならぬ。

第一号様式及び第二号様式中「三重県知事様」を「三重県知事宛て」に改め、「母」を削る。
第二号様式を次のように改める。

第3号様式（第7条関係）

同 意 書
年 月 日
住 所
氏 名
電 話

下記の土地について、私は が土の採取を行うことについて同意いたします。

記

所 在 地				地 目		実測面積 (又は公簿面積) (m ²)
市 町	大 字	字	地 番	現 況	登 記 簿	

◎この同意書に基づき、土の採取を行う者が土の採取に伴う跡地処理を怠った場合、その土地の所有者に対し条例第十五条第二項に基づく命令を課されることがあります。

(参 考) 採取跡地における災害防止命令

第十五条 知事は、認可等を受けた者が土の採取を廃止した後、当該土の採取を行ったことにより生じる災害を防止する必要が生じたときは、当該土の採取を行った者に対し、採取跡地の整備について必要な措置を採ることを命じることができる。

2 知事は、前項の命令を受けた者が同項に規定する必要な措置を採らない場合において、当該採取跡地での災害の発生のおそれが著しく大きいと認められるときは、当該採取跡地の所有者で当該土の採取について同意したものに対し、採取跡地の整備について必要な措置を採ることを命じることができる。

(備考) 1 氏名欄は自筆署名で記入すること。
2 写しの提出でも可とする。

第四号様式から第八号様式までの規定中「三重県知事 様」を「三重県知事 宛て」に改め、「印」を削る。

第九号様式から第十一号様式までを次のように改める。

第9号様式（第11条関係）

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

年 月 日

事業譲渡証明書

三重県知事 宛て

譲り渡した者 住 所
 氏名又は名称及び法人に
 あってはその代表者の氏名

電話

譲り受けた者 住 所
 氏名又は名称及び法人に
 あってはその代表者の氏名

電話

次のとおり土採取に関する事業全部の譲り渡しがありましたことを証明します。

1 譲渡する事業の認可（変更認可を含みます。）年月日及び認可番号

年 月 日
 第 号

2 譲渡年月日

年 月 日

第10号様式（第12条関係）

100センチメートル以上		
三重県土採取規制条例による 土の採取者 住 所 氏名又は名称及び 土採取標識 法人にあっては その代表者の氏名 電 話 番 号		
土採取計画の認可年月日 及 び 認 可 番 号	年 月 日 第 号	土の採取場及びその 周辺の状況見取図
採 取 面 積	平方メートル	
採 取 数 量	立方メートル	
採 取 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
現 場 責 任 者 の 氏 名		

70
セン
チメ
ートル
以上

第11号様式（第13条関係）

(表)

			第 号
身 分 証 明 書			
所 属			
職 氏 名			
生年月日 年 月 日			
上記の者は、三重県土採取規制条例第20条第1項の規定による立入検査等を行ふ者であることを証明します。			
交付年月日	年	月	日
有効期間	年	月	日から
	年	月	日まで
三重県知事			印

← 9センチメートル →

↑
6センチメートル
↓

(裏)

三重県土採取規制条例（抜粋）

(立入検査等)

第20条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土の採取を行う者の事務所、土採取場その他土の採取に関する業務を行う場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯しこれを関係者に提示しなければならない。

第十一号様式及び第十二号様式を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際に改正前の三重県土採取規制条例施行規則に基づいて提出されている申請書等は、改正後の三重県土採取規制条例施行規則に基づいて提出された申請書等とみなす。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をこのに公布します。

令和三年一月十二日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

三重県規則第二十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成十四年三重県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
	(承継)	(承継)
第八条	(略)	(略)
3 2	3 前項の届出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。	3 前項の届出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
	一 特定開発行為を承継した相続人については、当該相続人の戸籍謄本	一 特定開発行為を承継した相続人であつて相続人が一人の場合にあつては、当該相続人の戸籍謄本
	5 4	二 特定開発行為を承継した相続人であつて二人以上
	一・三 (略)	上の相続人の全員の同意により選定されたものに
	5 (略)	あつては、事業相続同意書（第六号様式）による書
	5 前項の規定により地位を承継した場合は、遅滞なく、	面及び相続人全員の戸籍謄本
	事業譲渡届出書（第六号様式）を提出しなければなら	
6	6 前項の届出書には、事業譲渡証明書（第七号様式）	6 前項の規定により地位を承継した場合は、遅滞なく、
	及び譲渡の理由を示す書類を添付しなければならな	事業譲渡届出書（第七号様式）を提出しなければなら
	い。	い。
	(休止の届出)	(休止の届出)
第九条	許可を受けた者が当該許可に係る特定開発行為を六月以上休止しようとするときは、遅滞なく、休止届（第八号様式）を知事に提出しなければならない。（標識の設置）	第九条 許可を受けた者が当該許可に係る特定開発行為を六月以上休止しようとするときは、遅滞なく、休止届（第九号様式）を知事に提出しなければならない。（標識の設置）
第十一条	許可を受けた者は、当該特定開発行為に係る工事の施工期間中当該工事現場の見やすい場所に、特定開発行為許可標識（第九号様式）を設置しなければならない。（身分証明書）	第十一 条 許可を受けた者は、当該特定開発行為に係る工事の施工期間中当該工事現場の見やすい場所に、特定開発行為許可標識（第十号様式）を設置しなければならない。（身分証明書）
第十二条	法第五条第五項（法第二十二条第一項において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、身分証明書（第十号様式）とする。	第十二条 法第五条第五項（法第二十二条第一項において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、身分証明書（第十一号様式）とする。

第一号様式から第十号様式までを次のように改める。

第2号様式（第4条関係）

特定開発行為変更許可申請書

<p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第17条第1項の規定により、特定開発行為の変更の許可を申請します。</p> <p>年　　月　　日</p> <p>三重県知事宛て</p> <p>住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者の氏名</p>		※ 手数料欄
特定開発行為変更事項	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 特定予定建築物の用途	
	4 特定予定建築物の敷地の位置	
	5 対策工事の概要	
	6 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要	
	7 その他必要な事項	
特定開発行為許可番号	年　月　日　第　　号	
変更の理由		
※受付番号	年　月　日　第　　号	
※変更許可に付した条件		
※変更の許可番号	年　月　日　第　　号	

- 備考 1 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 ※印のある欄は記載しないでください。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、特定開発行為を行うことについて、他の法令による許可等をする場合には、その手続きの状況を記載してください。
- 4 特定開発行為変更事項（「その他必要な事項」を除く。）は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。

第3号様式（第6条関係）

特 定 開 発 行 為 変 更 届 出 書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者の氏名

電 話

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第17条第3項の規定により、特定開発行為の変更について下記により届け出ます。

記

1 変更に係る事項	
変 更 前	変 更 後
2 変更の理由	
3 特定開発許可の許可番号	年 月 日

備考 この届出書は、次の場合に提出してください。

- ①変更に伴い、予定建築物の用途が制限用途以外に変更した場合
- ②対策工事等の着手予定年月日を変更した場合
- ③対策工事等の完了予定年月日を変更した場合

第4号様式（第7条関係）

住所・氏名変更届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者の氏名

電話

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 特定開発行為許可番号

2 変更の内容

変更前の内容	変更後の内容

3 変更の理由

4 添付書面

備考 添付書面には、変更の経緯が分かる書面を添付してください。

第5号様式（第8条関係）

事業承継届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者の氏名

電話

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第8条第1項の規定による地位の承継をしたので、次のとおり届け出ます。

1 特定開発行為許可の年月日及び番号 年 月 日 第 号

2 被承継者の氏名又は名称
及び代表者氏名

3 承継年月日

4 承継の原因

備考 添付書類 ①承継の原因が相続の場合は、相続人の戸籍謄本
②承継の原因が法人の合併の場合は、合併後の法人及び消滅した法人
の登記事項証明書
③承継の原因が法人の分割の場合は、分割前の法人の事業承継が分か
る議事録及び分割後の法人の登記事項証明書

第6号様式（第8条関係）

事業譲渡届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者の氏名

電話

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第8条第4項の規定による地位の承継をしたので、次のとおり届け出ます。

1 特定開発行為許可の年月日及び番号 年 月 日 第 号

2 被承継人の氏名又は名称
及び代表者氏名

3 事業譲渡年月日

4 事業譲渡の原因

備考 添付書類 ①事業譲渡証明書（第7号様式）
②譲渡の理由を示す書面

第7号様式（第8条関係）

年 月 日

事 業 謙 渡 証 明 書

三重県知事 宛て

謙り渡した者 住所又は所在地

氏名又は名称及び
法人にあっては、
その代表者氏名

謙り受けた者 住所又は所在地

氏名又は名称及び
法人にあっては、
その代表者氏名

次のとおり土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条第1項の許可又は第17条第1項の許可に関する特定開発行為全部の謙り渡しがありましたことを証明します。

1 許可年月日及び許可番号

年 月 日
第 号

2 謙渡年月日

年 月 日

3 添付書面

備考 特定開発行為の謙渡があったことを示す書面を添付してください。

第8号様式（第9条関係）

休止届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所又は所在地

氏名又は名称及び法人に

あってはその代表者

電話

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 特定開発行為許可（変更の許可を含む。）を受けた年月日及び許可番号

年 月 日 第 号

2 休止期日 年 月 日

3 再開予定期年月日 年 月 日

4 休止理由

5 開発区域の状況及び休止期間の保全計画

第9号様式（第11条関係）

特 定 開 発 行 炙 許 可 標 識		年 月 日	
許 可 年 月 日	第 号	年 月 日から	年 月 日まで
許 可 番 号			
許 可 の 期 間			
開発区域の地域の名称			
開発区域の面積			
許可を受けた者の住所（所在地）			
氏名（名称及び代表者氏名）			
工事施行者の住所（所在地）			
氏名（名称及び代表者氏名）			
工 事 監 理 者 の 氏 名	住 所	電 話	電 話
90センチメートル			
80センチメートル			

第10号様式（第12条関係）

8.4センチメートル

		2024年2月29日	
		第	号
身	分	明	書
所	属	職	氏名
生	年	月	日
交付年月日	年	月	日
有効期間	年	月	日から 日まで
		三重県知事	印

上記の者は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第5条第1項及び第22条第1項の規定による立入検査等を行う者であることを証明します。

(裏)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（抜粋）

（基礎調査のための土地の立ち入り等）

第5条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他の人の土地を作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により宅地又は垣、柵等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（立入検査）

第22条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第10条第1項、第17条第1項、第18条第2項、第19条又は前条第1項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。

2 第5条第5項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十一号様式を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際に改正前の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則に基づいて提出されている申請書等は、改正後の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則に基づいて提出された申請書等とみなす。

三重県砂防指定地等管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年1月12日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第二十六号

三重県砂防指定地等管理条例施行規則の一部を改正する規則

三重県砂防指定地等管理条例施行規則（平成十五年三重県規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（承継の届出）	（承継の届出）
第十二条 （略）	第十二条 （略）
2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。	2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。
一 相続により行為等を承継した場合 戸籍謄本	一 他に相続人がない場合に行為等を承継したとき 戸籍謄本
二 法人が合併により行為等を承継した場合 合併後の法人及び消滅した法人の登記事項証明書並びに事業譲渡証明書（第十号様式）	二 相続人が一人以上ある場合でその全員の同意により行為等を承継したとき 戸籍謄本及び砂防指定地内行為等相続同意書（第十号様式）
三 （権利の譲渡）	三 法人が合併により行為等を承継した場合 合併後の法人及び消滅した法人の登記事項証明書並びに事業譲渡証明書（第十一号様式）
第十三条 条例第十五条第一項の承認を受けようとする者は、砂防設備占用権利譲渡承認申請書（第十一号様式）を提出して行うものとする。	第十三条 条例第十五条第一項の承認を受けようとする者は、砂防設備占用権利譲渡承認申請書（第十一号様式）を提出して行うものとする。
（行為等の休廃止の届出）	（行為等の休廃止の届出）
第十四条 条例第十九条の規定による届出は、砂防指定地内行為等休止（廃止）届出書（第十二号様式）により行うものとする。	第十四条 条例第十九条の規定による届出は、砂防指定地内行為等休止（廃止）届出書（第十三号様式）により行うものとする。
（行為等の完了の届出）	（行為等の完了の届出）
第十五条 条例第二十一条第一項の届出は、行為等が完了した日から十日以内に、砂防指定地内行為等完了届出書（第十三号様式）により行うものとする。	第十五条 条例第二十一条第一項の届出は、行為等が完了した日から十日以内に、砂防指定地内行為等完了届出書（第十四号様式）により行うものとする。
2・3 （略）	2・3 （略）
（身分証明書）	（身分証明書）
第十六条 条例第二十一条第二項に規定する身分を示す証明書の様式は、身分証明書（第十四号様式）とする。	第十六条 条例第二十一条第二項に規定する身分を示す証明書の様式は、身分証明書（第十五号様式）とする。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

砂防指定地内行為届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所又は所在地

氏名又は名称及び

法人にあっては、その代表者の氏名

三重県砂防指定地等管理条例第4条第2項の規定により、応急措置として許可を要する行為をしましたので、次のとおり届け出ます。

災害その他非常の事態発生の内容	
許可を要する行為をした場所及び河川名	
許可を要する行為の種類及び数量	
許可を要する行為の目的及び理由	
許可を要する行為の期間	
許可を要する行為をした者との住所及び氏名 (他人が行為を実施した場合)	

(規格A4版)

備考

この届出書には、三重県砂防指定地等管理条例施行規則別表の上欄に掲げる行為の内容に応じ、同表下欄に掲げる書類を添付してください。

第2号様式（第5条関係）

砂防指定地内行為許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所又は所在地

氏名又は名称及び

法人にあっては、その代表者の氏名

三重県砂防指定地等管理条例第6条第1項の規定により、行為の許可を受けたいので、
次のとおり申請します。

許可を要する行為をしようとする場所及び河川名	
許可を要する行為の種類及び数量	
許可を要する行為の目的及び理由	
許可を要する行為の期間	
許可を要する行為を実施する者の住所及び氏名 (他人に当該行為を実施させる場合)	

(規格A4版)

備考

この申請書には、三重県砂防指定地等管理条例施行規則別表の上欄に掲げる行為の内容に応じ、下欄に掲げる書類を添付してください。

第四号様式から第七号様式までを次のように改める。

第4号様式（第6条関係）

砂防設備占用許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所又は所在地

氏名又は名称及び

法人にあっては、その代表者の氏名

三重県砂防指定地等管理条例第11条の規定により準用する第6条の規定により、占用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

占用する場所及び河川名	
占用する物件の種類及び数量	
占用の目的及び理由	
占用の期間	

(規格A4版)

第5号様式（第8条関係）

砂防指定地内行為等許可更新申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所又は所在地

氏名又は名称及び

法人にあっては、その代表者の氏名

年 月 日付け三重県指令 第 号で許可を受けた行為等の許可を
年 月 日まで更新したいので、三重県砂防指定地等管理条例施行規則第8条第
1項の規定により、次のとおり申請します。

更新の理由	
-------	--

(規格A4版)

第6号様式（第9条関係）

砂防指定地内行為等変更許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所又は所在地

氏名又は名称及び

法人にあっては、その代表者の氏名

年 月 日付け三重県指令 第 号で許可を受けた行為等の内容の変更の許可を受けたいので、三重県砂防指定地等管理条例第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

変更の内容	
変更の理由	

(規格A4版)

備考

- 1 この申請書には、変更しようとする内容がわかる書類を添付してください。
- 2 条例第4条第1項第1号から第3号までの規定による行為の変更にあっては、工事設計書（第3号様式）に変更前を朱書きし、変更後を黒書きして提出してください。

第7号様式（第9条関係）

住所等変更届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所又は所在地

氏名又は名称及び

法人にあっては、その代表者の氏名

年 月 日付け三重県指令 第 号をもって許可のあった行為等について変更しましたので、三重県砂防指定地等管理条例第10条第1項（同条例第11条において準用する場合を含みます。）の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	
変更の理由		
添付書面		

(規格A4版)

備考

変更の事実を明らかにする書面を添付してください。

第九号様式から第十四号様式までを次のように改める。

第9号様式（第12条関係）

砂防指定地内行為等地位承継届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所又は所在地

氏名又は名称及び

法人にあっては、その代表者の氏名

年 月 日付け三重県指令 第 号をもって許可のあった行為等についてその地位を承継しましたので、三重県砂防指定地等管理条例第14条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

被承継人	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び 法人にあっては、その代表者の氏名	
承継年月日		年 月 日
承継の理由		

(規格A4版)

第10号様式（第12条関係）

事業譲渡証明書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所又は所在地

譲渡人 氏名又は名称及び

法人にあっては、その代表者の氏名

住所又は所在地

譲受人 氏名又は名称及び

法人にあっては、その代表者の氏名

年 月 日付け三重県指令 第 号をもって許可のあった行為等に関する事業の全部の譲渡が、 年 月 日にありましたことを証明します。

第11号様式（第13条関係）

砂防設備占用権利譲渡承認申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所又は所在地

譲渡人 氏名又は名称及び

法人にあっては、その代表者の氏名

住所又は所在地

譲受人 氏名又は名称及び

法人にあっては、その代表者の氏名

年 月 日付け三重県指令 第 号をもって許可のあった砂防設備の
占用について、次のとおり権利譲渡の承認を受けたいので三重県砂防指定地等管理条例
第15条第1項の規定により、申請します。

譲渡の理由	
-------	--

(規格A4版)

第12号様式（第14条関係）

砂防指定地内行為等休止（廃止）届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所又は所在地

氏名又は名称及び

法人にあっては、その代表者の氏名

年 月 日付け三重県指令 第 号をもって許可のあった行為等は休止（廃止）しますので、三重県砂防指定地等管理条例第19条の規定により、次のとおり届け出ます。

休止（廃止）年月日	
再開予定年月日	
休止（廃止）理由	
行為等の状況 及び保全計画	

(規格A4版)

備考

- 1 休止の場合にあっては、再開予定年月日を記入してください。
- 2 当該行為等の状況及び保全計画を明らかにする書面として、縦断面図、横断面図、実測平面図その他の書面を知事の指示により添付してください。

第13号様式（第15条関係）

砂防指定地内行為等完了届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所又は所在地

氏名又は名称及び

法人にあっては、その代表者の氏名

年 月 日付け三重県指令 第 号をもって許可のあった行為等について 年 月 日に完了しましたので、三重県砂防指定地等管理条例第21条第1項の規定により届け出ます。

第14号様式（第16条関係）

(表)

身 分 証 明 書			第 号
所	属		
職	氏	名	
生	年	月	日
上記の者は、三重県砂防指定地等管理条例第22条第1項の規定により砂防指定地の監視管理等のため、他人の占有する土地に立ち入ることができる者であることを証明します。			
交付年月日	年	月	日
有効期間	年	月	日から
	年	月	日まで
三重県知事			印

6センチメートル

← 9センチメートル →

(裏)

砂防法（明治30年法律第29号）（抜すい） 第2条 砂防設備ヲ要スル土地又ハ此ノ法律ニ依リ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ土地ハ主務大臣之ヲ指定ス
三重県砂防指定地等管理条例（平成14年三重県条例第66号）（抜すい） 第22条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、砂防指定地又はその隣接する土地への立入りを、当該職員に行わせることができる。

第十五号様式を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際に改正前の三重県砂防指定地等管理条例施行規則に基づいて提出されている申請書等は、改正後の三重県砂防指定地等管理条例施行規則に基づいて提出された申請書等とみなす。

人 事 特 標 準

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七一一八（住居手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年一月十二日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県人事委員会規則七一一八（住居手当に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七一一八（住居手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍縁で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（権衡職員の範囲）</p> <p>第四条 条例第十二条の五第一項第二号の人事委員会規則で定める職員は、三重県人事委員会規則七一四九（職員の単身赴任手当に関する規則）第五条第二項に該当する職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。）で、同項第三号に規定する満十八歳に達する日後の最初の三月三十一日までの間にある者が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転の直前の住居であつた住宅（前条に規定する住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額一万五千円を超える家賃を支払っているものとする。</p>	<p>（権衡職員の範囲）</p> <p>第四条 条例第十二条の五第一項第二号の人事委員会規則で定める職員は、三重県人事委員会規則七一四九（職員の単身赴任手当に関する規則）第五条第二項に該当する職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。）で、同項第三号に規定する満十八歳に達する日後の最初の三月三十一日までの間にある者が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転の直前の住居であつた住宅（前条に規定する住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額八千円を超える家賃を支払っているものとする。</p>

附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 令和四年三月三十一日において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和二年三重県条例第六十号）附則第一項から第四項までの規定による住居手当を支給されている職員であつて、同年四月一日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、同日に職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）第十二条の五第一項各号に該当することとなるものについては、令和三年三月三十一日において支給されていた住居手当に係る住居手当に関する規則第五条第一項の規定により行われた届出（三重県人事委員会規則七一七八（令和二年改正給与条例附則第一項から第四項までの規定による住居手当に関する規則）第七条において準用する住居手当に関する規則第五条第一項の規定による届出が行われた場合には、当該届出）を令和四年四月一日において支給されることとなる住居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七一七八（令和二年改正給与条例附則第二項から第四項までの規定による住居手当に関する規則）をここに公布します。

令和三年一月十二日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県人事委員会規則七一七八（令和二年改正給与条例附則第一項から第四項までの規定による住居手当に関する規則）

（趣旨）

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和二年三重県条例第六十号。以下「改正給与条例」という。）附則第二項から第四項までの規定による住居手当に關し必要な事項を定めるものとする。

（適用除外職員）

第二条 改正給与条例附則第一項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 改正給与条例第一項の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前給与条例」という。）第十二条の五第一項第一号に該当していた職員であつて、次に掲げる職員のいずれかに該当するもの

イ 職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）第十二条の五の規定を適用するとしたならば新たに同条第一項第一号に該当することとなる職員

ロ 改正前給与条例第十二条の五の規定を適用するとしたならば同条第一項第一号に該当しないこととなる職員

二 施行日の前日において改正前給与条例第十二条の五第一項各号のいずれにも該当していた職員であつて、同条の規定を適用するとしたならば同条第一項各号のいずれか又は全てに該当しないこととなる職員

三 改正給与条例附則第一項に規定する旧手当額が一千円以下となる職員

四 三重県人事委員会規則七一七八（住居手当に関する規則）の一部を改正する規則（令和二年五月一日）による改正により、施行日において次に掲げる職員のいずれかに該当することになった者

イ 三重県人事委員会規則七一七八（住居手当に関する規則）第二条各号のいずれかに該当する職員

ロ 住居手当に関する規則第三条に規定する住宅を借り受けている職員

五 前各号に掲げる職員に準ずる職員として人事委員会が定める職員

（家賃の月額に変更があつた場合の旧手当額）

第三条 改正給与条例附則第二項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前給与条例第十二条の五第一項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

一 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた改正給与条例附則第一項の規定による住居手当の月額の算出の基礎となつた家賃の月額（以下この号及び次号において「旧家賃月額」という。）より高い場合（第三号に掲げる場合を除く。） 旧家賃月額

二 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合（次号に掲げる場合を除く。） 変更後の家賃の月額

三 施行日の前日において改正前給与条例第十二条の五第一項各号のいずれにも該当していた場合又は同日において同条の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当することとなる場合 人事委員会と協議して定める額

（権衡職員の範囲）

第四条 改正給与条例附則第二項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれかに該当する職員であつて、当該職員となる前日において改正前給与条例第十二条の五第一項の規定により住居手当の支給を受けていた者で、令和三年二月において当該職員でなかつたとしたならば同項の規定により同月に係る住居手当を支給されるもののうち、引き続き同項に該当するもの

イ 無給休職者（地方公務員法（昭和二十五年法律第一百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第一項第一号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

ロ 停職者（法第二十九条第一項又は第二項の規定により停職にされている職員をいう。）

ハ 専従休職者（法第五十五号の二第一項ただし書の許可を受けている職員をいう。）

ニ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成二年法律第二百十号）第二条の規定により育児休業をしている職員

ホ 大学院修学休業職員（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしている職員をいう。）

ヘ 長期自己研修職員（職員の分限に関する条例（昭和四十八年三重県条例第三号）第二条第一号の規定により休職にされている職員をいう。）

ト 無給派遣職員（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和六十二年二

重県条例第一号) 第二条第一項及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十二年三重県条例第六十六号。第三号において「公益的法人等派遣条例」という。)第二条第一項に規定する派遣職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)

チ 三重県人事委員会規則一一一三(職務に専念する義務の特例に関する規則)第二条第十一号の規定により職務に専念する義務を免除された職員のうち、人事委員会が定める職員

ニ 次のいずれかに該当する者から引き続き新たに職員となつた者(任命権者を異にして異動した者に限る。)であつて、令和三年三月において職員であつたとしたならば改正前給与条例第十二条の五第一項の規定により同月に係る住居手当を支給されるもののうち、引き続き同項に該当するもの

イ 公立学校職員の給与に関する条例(昭和二十年三重県条例第十号)の適用を受ける職員

ロ 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年三重県条例第六十二号)の適用を受ける職員

ハ 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十年三重県条例第五十号)の適用を受ける職員

二 職員から引き続き次のいずれかに該当する者となつたものから引き続き新たに職員となつた者であつて、次のいずれかに該当する者となる前日において改正前給与条例第十二条の五第一項の規定により住居手当の支給を受けていた者で、令和三年三月において次のいずれかに該当する者でなかつたとしたならば同項の規定により同月に係る住居手当を支給されるもののうち、引き続き同項に該当するもの

イ 国家公務員又は独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条に規定する独立行政法人をいう。)の職員

ロ 他の地方公共団体の職員、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第一条第二項に規定する特定地方独立行政法人の職員又は県が設立する特定地方独立行政法人の役員

ハ 三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第七条第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人の職員又は同条例第八条の二第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員

ニ 国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十一号)第一条第一項に規定する国立大学法人をいう。)の職員

ホ 公益的法人等派遣条例第十二条第一号に規定する退職派遣者

四 前各号に掲げる職員に準ずる職員として人事委員会が定める職員
(確認及び決定)

第五条 任命権者(その委任を受けた者を含む。)は、施行日の前日に改正前給与条例第十二条の五の規定により支給されていた住居手当に係る事実(令和二年三月一日から施行日までの間ににおける当該住居手当に係る家賃の月額の変更を含む。)を住居手当に関する規則第六条第二項に規定する住居手当認定簿その他の資料により確認し、当該住居手当を受けていた職員が改正給与条例附則第一項の職員である要件を具備する場合は、施行日において支給すべき同項の規定による住居手当の月額を決定しなければならない。

(支給の始期及び終期)

第六条 改正給与条例附則第二項から第四項までの規定による住居手当の支給は、令和二年四月から開始し、職員がこれらの規定の職員である要件を次くに至つた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)又は令和四年三月のいずれか早い月をもつて終わる。
(規則の準用)

第七条 住居手当に関する規則第五条から第九条まで(第八条第一項を除く。)の規定及び三重県人事委員会規則七一六九(総務事務システムを使用して給与関係手続を行う場合の特例に関する規則。以下この項において「システム手続規則」という。)第二条から第四条までの規定は、改正給与条例附則第二項から第四項までの規定による住居手当の支給について準用する。この場合において、住居手当に関する規則第五条第一項中「新たに条例第十二条の五第一項の職員である要件を具備するに至つた職員は、当該要件を具備していること」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和二年三重県条例第六十号)附則第二項から第四項までの規定による住居手当を受けている職員は、その居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合には、当該変更に係る事実」と、「ならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合についても、同様とする」とあるのは「ならない」と、同規則第六条第一項中「決定し、又は改定」とあるのは「改定」と、同条例第二項中「前項」とあるのは「三重県人事委員会規則七一七八(令和二年改正給与条例附則第二項から第四項までの規定による住居手当に関する規則)第五条又は前項」と、同規則第八条第二項中「改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する」とあるのは

「改定する」と読み替え、システム手続規則第二条第一号中「住居手当に関する規則（昭和四十五年三重県人事委員会規則七一八）」とあるのは「住居手当に関する規則（昭和四十五年三重県人事委員会規則七一八。三重県人事委員会規則七一七八（令和二年改正給与条例附則第一項から第四項までの規定による住居手当に関する規則）第七条の規定により準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

（雑則）

第八条 この規則に定めるものほか、改正給与条例附則第一項から第四項までの規定による住居手当の支給に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

人事
給与
規則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和二十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年一月十二日

三重県人事委員会委員長 竹川博子
三重県教育委員会教育長 木芳定

**三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第一號**

公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の住居手当に関する規則（昭和四十九年三重県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（権衡職員の範囲）</p> <p>第四条 条例第十五条の二第一項第一号の規則で定める職員は、公立学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第一号）第五条第一項に該当する職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。）で、同項第二号に規定する満十八歳に達する日後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は学校の移転の直前の住居であつた住宅（前条に規定する住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして県委員会が人事委員会と協議して定める住宅を借り受け、月額一万五千円を超える家賃を支払っているものとする。</p>	<p>（権衡職員の範囲）</p> <p>第四条 条例第十五条の二第一項第一号の規則で定める職員は、公立学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第一号）第五条第一項に該当する職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。）で、同項第二号に規定する満十八歳に達する日後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は学校の移転の直前の住居であつた住宅（前条に規定する住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして県委員会が人事委員会と協議して定める住宅を借り受け、月額八千円を超える家賃を支払っているものとする。</p>

附 則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 令和四年三月三十一日において公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和一年三重県条例第六十一号）附則第一項から第四項までの規定による住居手当を支給されている職員であつて、同年四月一日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、同日に公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）第十五条の二第一項各号に該当することとなるものについては、令和三年三月三十一日において支給されていた住居手当に係る公立学校職員の住居手当に関する

規則第五条第一項の規定により行われた届出（令和二年改正給与条例附則第一項から第四項までの規定による住居手当に関する規則（令和二年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第一号）第七条において準用する公立学校職員の住居手当に関する規則第五条第一項の規定による届出が行われた場合には、当該届出）を令和四年四月一日において支給されることとなる住居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和二十年三重県条例第十号）の規定に基づき、令和二年改正給与条例附則第一項から第四項までの規定による住居手当に関する規則をここに公布します。

令和三年一月十二日

三重県人事委員会委員長 竹川博子
三重県教育委員会教育長 木平芳定

**三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則第一号**

令和二年改正給与条例附則第一項から第四項までの規定による住居手当に関する規則
(趣旨)

第一条 この規則は、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和二年三重県条例第六十一号。以下「改正給与条例」という。）附則第二項から第四項までの規定による住居手当に関する規則を定めるものとする。

(適用除外職員)

第二条 改正給与条例附則第二項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 改正給与条例第二条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例（以下「改正前給与条例」という。）第十五条の二第一項第一号に該当していた職員であって、次に掲げる職員のいずれかに該当するもの

イ 公立学校職員の給与に関する条例（昭和二十年三重県条例第十号）第十五条の二の規定を適用するとしたならば新たに同条第一項第一号に該当することとなる職員

ロ 改正前給与条例第十五条の二の規定を適用するとしたならば同条第一項第一号に該当しないこととなる職員

二 施行日の前日において改正前給与条例第十五条の二第一項各号のいずれにも該当していた職員であって、同条の規定を適用するとしたならば同条第一項各号のいずれか又は全てに該当しないこととなる職員

三 改正給与条例附則第二項に規定する旧手当額が一千円以下となる職員

四 公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則（令和二年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第一号）による改正により、施行日において次に掲げる職員のいずれかに該当することとなる者

イ 公立学校職員の住居手当に関する規則（昭和四十九年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第十四号。以下「規則」という。）第一项各号のいずれかに該当する職員

ロ 規則第二条に規定する住宅を借り受けている職員

五 前各号に掲げる職員に準ずる職員として三重県教育委員会（以下「県委員会」という。）が三重県人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して定める職員
(家賃の月額に変更があった場合の旧手当額)

第三条 改正給与条例附則第二項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前給与条例第十五条の二第二項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

一 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた改正給与条例附則第一項の規定による住居手当の月額の算出の基礎となった家賃の月額（以下この号及び次号において「旧家賃月額」という。）より高い場合（第二号に掲げる場合を除く。）旧家賃月額

二 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合（次号に掲げる場合を除く。）変更後の家賃の月額

三 施行日の前日において改正前給与条例第十五条の二第一項各号のいずれにも該当していた場合又は同日ににおいて同条の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当することとなる場合 県委員会と人事委員会が協議して定める額

(権衡職員の範囲)

第四条 改正給与条例附則第三項の規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 次のいずれかに該当する職員であつて、当該職員となる前日において改正前給与条例第十五条の二第一項の規定により住居手当の支給を受けていた者で、令和三年三月において当該職員でなかつたとしたならば同項の規定により同月に係る住居手当を支給されるもののうち、引き続き同項に該当するもの
 - イ 無給休職者（地方公務員法（昭和二十五年法律第一百六十一号）以下「法」という。）第二十八条第一項第一号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
 - ロ 停職者（法第二十九条第一項又は第二項の規定により停職にされている職員をいう。）
 - ハ 専従休職者（法第五十五条の二第一項ただし書の許可を受けている職員をいう。）
 - ニ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成二年法律第百十号）第二条の規定により育児休業をしている職員
 - ホ 大学院修学休業職員（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしている職員をいう。）
 - ヘ 長期自己研修職員（職員の分限に関する条例（昭和四十八年三重県条例第三号）第二条第一号の規定により休職にされている職員をいう。）
 - ト 無給派遣職員（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和六十二年三重県条例第一号）第二条第一項及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号。第二号において「公益的法人等派遣条例」という。）第二条第一項に規定する派遣職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
 - チ 厚生休暇職員（公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）第十七条第二号に規定する休暇を与えられている職員をいう。）
 - 二 次のいずれかに該当する者から引き続き新たに職員となつた者（任命権者を異にして異動した者に限る。）であつて、令和三年三月において職員であつたとしたならば改正前給与条例第十五条の二第一項の規定により同月に係る住居手当を支給されるもののうち、引き続き同項に該当するもの
 - イ 職員の給与に関する条例（昭和十九年三重県条例第六十七号）の適用を受ける職員
 - ロ 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十二号）の適用を受ける職員
 - ハ 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十年三重県条例第五十号）の適用を受ける職員
 - 三 職員から引き続き次のいずれかに該当する者となつたものから引き続き新たに職員となつた者であつて、次のいずれかに該当する者となる前日において改正前給与条例第十五条の二第一項の規定により住居手当の支給を受けていた者で、令和三年三月において次のいずれかに該当する者でなかつたとしたならば同項の規定により同月に係る住居手当を支給されるもののうち、引き続き同項に該当するもの
 - イ 国家公務員又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条に規定する独立行政法人をいう。）の職員
 - ロ 他の地方公共団体の職員、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する特定地方独立行政法人の職員又は県が設立する特定地方独立行政法人の役員
 - ハ 公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和二十年三重県条例第十一号）第七条第五項第一号に規定する一般地方独立行政法人の職員又は同条例第八条の二第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員
 - ニ 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十一号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）の職員
 - ホ 公益的法人等派遣条例第十二条第一号に規定する退職派遣者
 - 四 前各号に掲げる職員に準する職員として県委員会が人事委員会と協議して定める職員
（確認及び決定）

第五条 県委員会は、施行日の前に改正前給与条例第十五条の二の規定により支給されていた住居手当に係る事実（令和三年三月一日から施行日までの間における当該住居手当に係る家賃の月額の変更を含む。）を規則第六条第二項に規定する住居手当認定簿その他の資料により確認し、当該住居手当を受けていた職員が改正給与条例附則第一項の職員たる要件を具备する場合は、施行日において支給すべき同項の規定による住居手当の月額を決定しなければならない。
（支給の始期及び終期）

第六条 改正給与条例附則第二項から第四項までの規定による住居手当の支給は、令和二年四月から開始し、職員がこれらの規定の職員である要件を次くに至つた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）又は令和四年三月のいずれか早い月をもつて終わる。
 （規則の準用）

第七条 規則第五条から第九条まで（第八条第一項を除く。）の規定、三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する教育委員会の権限に属する事務の範囲を定める規則（平成十五年三重県教育委員会規則第二号。以下この項において「事務処理規則」という。）の規定及び公立学校職員の総務事務システムを使用して給与関係手続を行う場合の特例に関する規則（平成二十二年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第一号。以下この項において「システム手続規則」という。）の規定は、改正給与条例附則第二項から第四項までの規定による住居手当の支給について準用する。この場合において、規則第五条第一項中「新たに条例第十五条の三第一項の職員である要件を具备するに至つた職員は、当該要件を具备していること」とあるのは「公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和二年三重県条例第六十一号）附則第二項から第四項までの規定による住居手当を受けている職員は、その居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合には、当該変更に係る事実」と、「ならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合についても、同様とする」とあるのは「ならない」と、規則第六条第一項中「決定し、又は改定」とあるのは「改定」と、同条第二項中「前項」とあるのは「令和二年改正給与条例附則第二項から第四項までの規定による住居手当に関する規則（令和二年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第二号）第五条又は前項」と、規則第八条第二項中「改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する」とあるのは「改定する」と読み替え、事務処理規則別表の一の項下欄中「次に掲げる事務」とあるのは「次に掲げる事務（令和二年改正給与条例附則第二項から第四項までの規定による住居手当に関する規則（令和二年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第二号）第七条の規定により準用する場合を含む。）」と読み替え、システム手続規則第一条第一号中「公立学校職員の住居手当に関する規則（昭和四十九年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第十四号）」とあるのは「公立学校職員の住居手当に関する規則（昭和四十九年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第十四号。令和二年改正給与条例附則第二項から第四項までの規定による住居手当に関する規則（令和二年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第二号）第七条の規定により準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

（雑則）

第八条 この規則に定めるものほか、改正給与条例附則第二項から第四項までの規定による住居手当の支給に關し必要な事項は県委員会と人事委員会が協議して定める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

企業庁管理規程

三重県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和三年一月十二日

三重県企業庁長 喜多 幸

三重県企業庁管理規程第四号

三重県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程

三重県工業用水道条例施行規程（平成二年三重県企業庁管理規程第一号）の一部を次のように改正する。
 第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

工業用水給水（変更）申込書

年 月 日

三重県企業庁長 宛て

住所又は所在地

(申込者) 名 称
代表者職氏名

次のとおり給水を受けたい（給水の内容を変更したい）ので、申し込みます。

給 水 場 所			
給 水 工 場 名			
給水開始予定期日 又は変更開始予定期日	年 月 日		
時間最大使用水量	1時間当たり ()	立方メートル	
基本使用水量	1日当たり ()	立方メートル	
用 途	汽罐用 冷却用 洗浄用	m^3 / 日	原料用 <input type="radio"/> ○用 <input type="radio"/> ○用
申込（変更）理由			
貯水槽設置の有無	設置する（容量 ）	不設置（理由 ）	

- （注） 1 代表者の氏名は自署による。ただし、これにより難い場合には、記名押印をもって自署に代えることができる。
- 2 変更の申込みの場合は、時間最大使用水量欄及び基本使用水量欄に変更後の水量を記入し、それぞれ同欄の（ ）内に変更前の現に決定されている水量を記入すること。
なお、時間最大使用水量は、小数第2位までとし、第3位を切り捨てる。
- 3 変更の申込みの場合は、業務概要の記載を省略することができる。
- 4 用紙の大きさは、A列4番とすること。

業 務 概 要

1. 工 業 用 水 使 用 現 況

主用製品名	区 分	自家用水		買 水		海 水	合 計
		地表水	地下水	上水道	工業用水道		
	使用水量 (m ³ ／日)						
	用水単価 (円／m ³)						

2. 工 業 用 水 需 給 計 画

区 分		現 年 度	年度	年度	年度	年度
年 間 出 荷 額 (千円)						
従 業 員 数 (人)						
工 場 面 積 (m ²)						
需 要 量 の 内 訳	自 家 用 水 (m ³ ／日)					
	上 水 道 (m ³ ／日)					
	工 業 用 水 道 (m ³ ／日)					
	給 水 開 始 期 日					
	海 水 (m ³ / 日)					
合 計 (m ³ ／日)						
伸 率 (%)		100				

第三回標式中「印」を消す。
第四回標式を次のように改める。

第4号様式（第5条関係）

権利又は義務の譲渡承認申請書

年 月 日

三重県企業庁長宛て

住所又は所在地

(譲渡者) 名 称

代表者職氏名

住所又は所在地

(譲受者) 名 称

代表者職氏名

次のとおり工業用水道の使用者の権利又は義務の譲渡（受）をしたいので、承認をお願いします。

区分		譲 渡 者	譲 受 者
譲渡（受）場所			
譲渡（受）工場名			
譲渡（受）予定年月日		年	月
譲渡（受）理由又は条件			
譲 渡 (受) 水 量	時間最大使用水量	1時間当たり (m^3 m^3)	1時間当たり (m^3 m^3)
	基本使用水量	1日当たり (m^3 m^3)	1日当たり (m^3 m^3)
その他の			

- (注) 1 代表者の氏名は自署による。ただし、これにより難い場合には、記名押印をもって自署に代えることができる。
- 2 譲渡したことを証する書類（写しでも可）を添付すること。
- 3 譲渡者は、譲渡前の水量を譲渡（受）水量欄の（ ）に記入すること。
なお、時間最大使用水量は小数第2位までとし、第3位を切り捨てる。
- 4 用紙の大きさは、A列4番とすること。

第六号様式及び第七号様式中「㊀」を削る。

第九号様式及び第十号様式を次のように改める。

第9号様式（第8条関係）

受水施設工事施工委託申請書

年 月 日

三重県企業庁長 宛て

住所又は所在地
 (申請者) 名 称
 代表者職氏名

次のとおり受水施設工事の施工を委託したいので、申請します。

給水工場	名 称	
	所在 地	
受水施設工事場所		
工事に ついて の希望 事項	受水施設の 概 要	
	完成希望 年 月 日	
	そ の 他	

- (注) 1 代表者の氏名は自署による。ただし、これにより難い場合には、記名押印をもって自署に代えることができる。
 2 受水施設設置予定地点の見取図を添付すること。
 3 用紙の大きさは、A列4番とすること。

第10号様式（第10条関係）

量水装置移転工事施工申込書

年 月 日

三重県企業庁長宛て

住所又は所在地
 (申込者) 名 称
 代表者職氏名

次のとおり量水装置の移転工事の施工を申し込みます。

移転工事 施工工場	名 称		
	所 在 地		
移 転 工 事 希 望 期 日			
量 水 装 置	製作会社名	製造番号	名 称 及 び 規 格
移 転 理 由			
移 転 工 事 施 工 に 対 し て の 要 望 事 項			

- (注) 1 代表者の氏名は自署による。ただし、これにより難い場合には、記名押印をもって自署に代えることができる。
 2 現在の設置場所及び移転場所の分かる見取図を添付すること。
 3 用紙の大きさは、A列4番とすること。

第十一号様式、第十四号様式及び第十五号様式中「㊀」を削る。

第十六号様式を次のように改める。

第16号様式（第16条関係）

工業用水使用休止承認申請書

年 月 日

三重県企業庁長 宛て

住所又は所在地
 (申請者) 名 称
 代表者職氏名

次のとおり工業用水の使用を休止したいので、申請します。

給水工場名	名 称						
	所在地						
休 止 期 間	年	月	日から	年	月	日まで	
時間最大使用水量							m ³ /時間
うち休止する水量							m ³ /時間
基本使用水量							m ³ /日
うち休止する水量							m ³ /日
休止する理由							

- (注) 1 代表者の氏名は自署による。ただし、これにより難い場合には、記名押印をもって自署に代えることができる。
- 2 休止期間は、「5月1日から10月31日まで」又は「11月1日から4月30日まで」のいずれかを記入すること。
- 3 休止期間の初日の20日前までに提出すること。
- 4 時間最大使用水量のうち休止する水量は、小数第2位までとし、第3位を切り上げること。
- 5 用紙の大きさは、A列4番とすること。

第十八号様式を次のように改める。

第18号様式（第17条関係）

工 業 用 水 使 用 廃 止 承 認 申 請 書

年 月 日

三重県企業庁長 宛て

住所又は所在地
 (申請者) 名 称
 代表者職氏名

次のとおり工業用水の使用を廃止したいので、申請します。

給水工場名	名 称	
	所在 地	
廃 止 年 月 日	年 月 日から	
基 本 使 用 水 量	m ³ ／日	
廃 止 す る 理 由		

- (注) 1 代表者の氏名は自署による。ただし、これにより難い場合には、記名押印をもって自署に代えることができる。
 2 廃止予定日の3月前までに提出すること。
 3 用紙の大きさは、A列4番とすること。

附 則

- 1 リの管理規程は、公布の日から施行する。
- 2 リの管理規程の施行の際に改正前の三重県工業用水道条例施行規程の規定に基づいて提出された申請書その他の書類は、改正後の三重県工業用水道条例施行規程の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

告 示

三重県告示第 87 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、県立文化施設におけるキャッシュレス決済による観覧料の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 3 年 2 月 12 日

三重県知事 鈴木英敬

1 委託先

三重県津市栄町 3 丁目 123 番地 1

株式会社百五カード

代表取締役 長合 敦実

2 委託期間

令和 3 年 1 月 18 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 88 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 18 条第 1 項の規定により、次の地域登録検査機関の登録が効力を失いましたので、同条第 4 項の規定により公示します。

令和 3 年 2 月 12 日

三重県知事 鈴木英敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 28 年 2 月 1 日 第 63 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社ディーアイーエフサービス	代表取締役 太田 広実	津市安東町 243 番地 1

3 登録の効力を失った日

令和 3 年 1 月 31 日

三重県告示第 89 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県国土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 3 年 2 月 12 日

三重県知事 鈴木英敬

第 1

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 木曽岬弥富停車場線
3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
桑名郡木曽岬町大字三崎 232 番 1 地先から 桑名郡木曽岬町大字三崎 119 番地先まで	旧	13.0~22.6	105.0
	新	13.0~29.0	105.0

第 2

- 1 道路の種類 県道

2 路線名 二本木御衣田線

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市白山町二本木字野田 4365 番 5 地先から 津市白山町二本木字岩戸 4429 番 5 地先まで	旧	12.0~26.0	194.8
	新	12.0~35.6	194.8

第 3

1 道路の種類 県道

2 路線名 松阪久居線

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市鎌田町字南沖 196 番 17 地先から 松阪市本町 2089 番 3 地先まで	旧	15.5~76.0	298.3
	新	15.5~67.4	298.3

第 4

1 道路の種類 県道

2 路線名 磯部大王線

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
志摩市阿児町甲賀字池田 3826 番 1 地先から 志摩市阿児町志島字金糸 1317 番地先まで	旧	15.0~38.1	1,177.3
	新	15.0~38.1	1,177.3

第 5

1 道路の種類 県道

2 路線名 青山美杉線

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市種生字番田 2543 番 1 地先から 伊賀市高尾字出合 50 番 2 地先まで	旧	4.7~61.2	1,192.6
	新	8.2~61.2	1,192.6

第 6

1 道路の種類 県道

2 路線名 小船紀宝線

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
熊野市紀和町和氣字立間戸 121 番 1 地先内	旧	5.0~5.9	33.0
	新	10.3~27.0	33.0

第 7

1 道路の種類 県道

2 路線名 小船紀宝線

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
南牟婁郡紀宝町浅里字小鹿谷 2273 番 1 地先内	旧	4.1~7.9	17.0
	新	4.1~18.0	17.0

三重県告示第 90 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県国土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 3 年 2 月 12 日

三重県知事 鈴木英敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 木曽岬弥富停車場線	桑名郡木曽岬町大字三崎 329 番地先から 桑名郡木曽岬町大字三崎 119 番地先まで	令和3年2月16日
県道 松阪久居線	松阪市鎌田町字南沖 162 番2地先内	令和3年2月12日
一般国道 260号	度会郡南伊勢町東宮字出屋敷 751 番5地先から 度会郡南伊勢町東宮字出屋敷 728 番1地先まで	令和3年2月12日
県道 磯部大王線	志摩市阿児町甲賀字池田 3579 番4地先から 志摩市阿児町志島字金糸 1432 番地先まで	令和3年2月16日
一般国道 311号	熊野市須野町字本道 51 番22地先内	令和3年2月15日

三重県告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県国土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和3年2月12日

三重県知事 鈴木英敬

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
主要地方道	松阪久居線	松阪市鎌田町字南沖 162 番2地先内

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

4 占用制限の開始日

令和3年2月12日

三重県告示第92号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和3年2月12日

三重県知事 鈴木英敬

1 施行者の名称

玉城町

2 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画下水道事業

流域関連玉城町公共下水道

3 事業施行期間

平成17年7月22日から令和8年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成17年三重県告示第608号、平成22年三重県告示第365号、平成27年三重県告示第131号の事業地に、三重県度会郡玉城町上田辺字村竹、蚊野字白川、字木の下及び字ほそだ、原字菅、野篠字宮西、勝田字矢野々、字昭和新田及び字押野中通り、妙法寺字荒木並びに長更字野田を加え、富岡字里浦、岡出字屋敷付、中楽字豆塚及び字宮前、岡村字東愛宕山、佐田字新田町、字浅間前、字高木新畑、字杉原新畑、字栗野道及び字長

塚、下田辺字土山、蚊野字東松原、字茶屋浦、字茶屋新田、字東稻場及び字松原、原字愛宕山、野篠字狐山、字岡崎、字仲垣内、字寺前及び字月ヨベ、勝田字新田、字世古口、字小原木、字濱塚及び字上ノ山、山神字農部及び字東岸垣内並びに長更字的場、字竹田、字小崎、字里居、字こちの及び字秀地内において事業地を変更する。

内水面告示

三重県内水面漁場管理委員会告示第1号

三重県内水面漁場管理委員会の意見の聴取に関する規程の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和3年2月12日

三重県内水面漁場管理委員会会長 浅尾和司

三重県内水面漁場管理委員会の意見の聴取に関する規程の一部を改正する告示

三重県内水面漁場管理委員会の意見の聴取に関する規程（平成7年三重県内水面漁場管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 三重県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）<u>第69条第1項、第76条第1項、第86条第1項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第88条第1項、第89条第1項、第92条第1項及び第2項並びに第93条第1項（これらの規定を法第88条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する場合を含む。）、第169条第2項並びに第177条第14項において準用する同条第6項の規定による処分に係る意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。</u></p> <p>(開催の決議)</p> <p>第2条 委員会において、意見の聴取（法第71条第5項（法第76条第3項及び第88条第4項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取を除く。次条から第12条までにおいて同じ。）を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。</p> <p>(開催の公示)</p> <p>第4条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の2週間前までに、令第9条第1項において準用する行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を公示する。</p> <p>2 前項の規定による公示は、三重県公報に登載して行う。</p> <p>(意見の聴取の期日の変更)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 三重県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）<u>第10条、第22条、第34条第4項、第37条第1項、第38条第1項並びに第39条第1項、第2項及び第13項（第36条第3項において準用する場合を含む。）並びに第38条第3項の規定による処分に係る意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。</u></p> <p>(開催の決議)</p> <p>第2条 委員会において、意見の聴取（法第10条の規定による処分に係る意見の聴取を除く。次条から第13条までにおいて同じ。）を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。</p> <p>(開催の公示)</p> <p>第4条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の2週間前までに、令第1条の2において準用する行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を公示する。</p> <p>2 前項の規定による公示は、三重県公報に登載するとともに委員会の事務所の掲示板に掲示して行う。</p> <p>(意見の聴取の期日の変更)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

<p>3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（その時までに令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は同項の規定による許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。</p>	<p>3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（その時までに令第1条の2において準用する行政手続法第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は同項の規定による許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。</p>
<p>（参加人の参加許可の手続）</p> <p>第7条 令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を委員会に提出してこれを行うものとする。</p>	<p>（参加人の参加許可の手続）</p> <p>第7条 令第1条の2において準用する行政手続法第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を委員会に提出してこれを行うものとする。</p>
<p>（文書等の閲覧の手続）</p> <p>第8条 法第34条第7項（第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項並びに第39条第4項及び第14項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧の求めは、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を委員会に提出してこれを行うものとする。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。</p>	<p>（文書等の閲覧の手続）</p> <p>第8条 法第34条第7項（第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項並びに第39条第4項及び第14項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧の求めは、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を委員会に提出してこれを行うものとする。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。</p>
<p>2 委員会は、当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条、第11条第3項及び第12条において「当事者等」という。）に対し閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当事者等に通知するものとする。この場合において、委員会は、意見の聴取を行うべき期日までに当事者等に充分な弁明の準備をさせるために必要な期間を与えるよう配慮するものとする。</p>	<p>2 委員会は、当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条、第11条第3項及び第12条において「当事者等」という。）に対し閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当事者等に通知するものとする。この場合において、委員会は、意見の聴取を行うべき期日までに当事者等に充分な弁明の準備をさせるために必要な期間を与えるよう配慮するものとする。</p>
<p>3 委員会は、当事者等から意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の求めがあった場合において、当該審理において閲覧させることができないときは、閲覧の日時及び場所を指定し、当事者等に通知しなければならない。ただし、法第34条第7項後段（第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項並びに第39条第4項及び第14項において準用する場合を含む。）の規定によりその閲覧を拒んだ場合は、この限りでない。</p>	<p>3 委員会は、当事者等から意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の求めがあった場合において、当該審理において閲覧させることができないときは、閲覧の日時及び場所を指定し、当事者等に通知しなければならない。ただし、法第34条第7項後段（第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項並びに第39条第4項及び第14項において準用する場合を含む。）の規定によりその閲覧を拒んだ場合は、この限りでない。</p>
<p>（補佐人の出頭許可の手続）</p> <p>第8条 令第9条第1項において準用する行政手続法第20条第3項の許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を委員会に提出してこれを行うものとする。</p>	<p>（補佐人の出頭許可の手続）</p> <p>第9条 令第1条の2において準用する行政手続法第20条第3項の許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を委員会に提出してこれを行うものとする。</p>
<p>2 （略）</p> <p>（陳述書の記載事項）</p> <p>第9条 令第9条第1項において準用する行政手続法第10条 令第1条の2において準用する行政手続法第</p>	<p>2 （略）</p> <p>（弁明書の記載事項）</p>

<p>21条第1項に規定する<u>陳述書</u>には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに<u>陳述書</u>に係る事案についての意見を記載するものとする。</p> <p>(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)</p>	<p>21条第1項に規定する<u>弁明書</u>には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに<u>弁明書</u>に係る事案についての意見を記載するものとする。</p> <p>(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)</p>
<p><u>第10条 令第9条第1項</u>において準用する行政手続法第24条第1項に規定する調書(以下「意見の聴取の調書」という。)には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第3号に掲げる事項を除く。)を記載するものとする。</p>	<p><u>第11条 令第1条の2</u>において準用する行政手続法第24条第1項に規定する調書(以下「意見の聴取の調書」という。)には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第3号に掲げる事項を除く。)を記載するものとする。</p>
<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 当事者等の弁明の要旨(提出された<u>陳述書</u>における弁明を含む。)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 当事者等の弁明の要旨(提出された<u>弁明書</u>における弁明を含む。)</p>
<p>(6)・(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(6)・(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>3 <u>令第9条第1項</u>において準用する行政手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p>	<p>3 <u>令第1条の2</u>において準用する行政手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p>
<p>(1) 処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合において自己の利益を害されることとなる参加人(次条において「当事者等」という。)の主張</p>	<p>(1) 処分の原因となる事実に対する当事者等の主張</p>
<p>(2)・(3) (略)</p> <p>(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)</p>	<p>(2)・(3) (略)</p> <p>(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手續)</p>
<p><u>第11条 令第9条第1項</u>において準用する行政手続法第24条第4項の規定による閲覧の求めについては、当事者等は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を、委員会に提出してこれを行うものとする。</p>	<p><u>第12条 令第1条の2</u>において準用する行政手続法第24条第4項の規定による閲覧の求めについては、当事者等は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を、委員会に提出してこれを行うものとする。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(意見の聴取の再開)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(意見の聴取の再開)</p>
<p><u>第12条 (略)</u></p> <p>2 <u>令第9条第1項</u>において準用する行政手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、前項に規定する意見の聴取の再開について準用する。</p>	<p><u>第13条 (略)</u></p> <p>2 <u>令第1条の2</u>において準用する行政手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、前項に規定する意見の聴取の再開について準用する。</p>
<p>(令の準用)</p>	<p>(令の準用)</p>
<p><u>第13条 令第9条第1項</u>において準用する行政手続法第15条(第2項第2号を除く。)、第16条、第21条、第23条及び第24条第1項から第3項までの規定は、<u>法第71条第5項(法第76条第3項及び第88条第4項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取に準用する</u>。この場合において、同法第21条第1項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、同法第23条第1項中「陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、」とあるのは「陳述書若しくは証拠を提出しない場合、」と、同法第24条中「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>第14条 令第1条の2</u>において準用する行政手続法第15条(第2項第2号を除く。)、第16条、第21条、第23条及び第24条第1項から第3項までの規定は、<u>法第10条の規定による处分に係る意見の聴取に準用する</u>。この場合において、同法第21条第1項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、同法第23条第1項中「陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、」とあるのは「弁明書若しくは証拠を提出しない場合、」と、同法第24条中「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p><u>第14条 第2条から第6条まで、第8条から第10条ま</u></p>	<p><u>第15条 第2条から第6条まで、第9条から第11条ま</u></p>

で及び第 12 条の規定は、法第 71 条第 5 項(法第 76 条第 3 項及び第 88 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取に準用する。

で及び第 13 条の規定は、法第 10 条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。

附 則

この告示は公表の日から施行する。

訓 令

三重県訓令第 1 号

府 中 一 般
地 域 機 関

三重県職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 3 年 2 月 12 日

三重県知事 鈴木英敬

三重県職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令

三重県職員の職務発明等に関する規程（昭和 48 年三重県訓令第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式から第 4 号様式までの規定中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の三重県職員の職務発明等に関する規程（次項において「旧規程」という。）の規定に基づいて提出されている届出書等は、この訓令による改正後の三重県職員の職務発明等に関する規程の規定に基づいて提出された届出書等とみなす。

3 この訓令の施行の日前に旧規程に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

公 告

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 3 年 2 月 12 日

三重県知事 鈴木英敬

1 調査を行った者の名称

伊賀市

2 調査を行った期間

平成 25 年 1 月から平成 30 年 12 月まで

3 成果の名称

伊賀市（上友生 I - ②）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

伊賀市大字上友生地内

5 認証年月日

令和 3 年 1 月 28 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証し

ました。

令和 3 年 2 月 12 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
伊賀市
 - 2 調査を行った期間
平成 25 年 1 月から平成 29 年 3 月まで
 - 3 成果の名称
伊賀市（上友生 I -①）の地籍図及び地籍簿
 - 4 調査を行った地域
伊賀市大字上友生・大字沖地内
 - 5 認証年月日
令和 3 年 1 月 28 日
-

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 3 年 2 月 12 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
伊賀市
 - 2 調査を行った期間
平成 22 年 11 月から平成 25 年 2 月まで
 - 3 成果の名称
伊賀市（石谷広地区）の地籍図及び地籍簿
 - 4 調査を行った地域
伊賀市霧生地内
 - 5 認証年月日
令和 3 年 1 月 28 日
-

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 3 年 2 月 12 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
いなべ市
 - 2 調査を行った期間
平成 25 年 10 月から令和 2 年 2 月まで
 - 3 成果の名称
いなべ市（員弁町北金井 II の一部第 1）の地籍図及び地籍簿
 - 4 調査を行った地域
いなべ市北金井地内
 - 5 認証年月日
令和 3 年 1 月 28 日
-

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 3 年 2 月 12 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
いなべ市

- 2 調査を行った期間
平成 24 年 7 月から令和 2 年 2 月まで
- 3 成果の名称
いなべ市（大安町宇賀の一部第 6）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
いなべ市大安町宇賀地内
- 5 認証年月日
令和 3 年 1 月 28 日
-

正 誤

令和 2 年 12 月 22 日付け三重県公報第 169 号に登載しました、三重県県税条例の規定による自動車税種別割の減免の申請書に係る提出期限を延長する告示中

ページ	行	誤	正
2	7 及び 8	条例第 137 条の 11	条例第 137 条の 13

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
